

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	福祉医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

瑞穂市長

公表日

令和3年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	・瑞穂市福祉医療費助成に関する条例により、福祉の増進を図ることを目的とし、対象者に医療給付事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①対象者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請に対する応答 ②福祉医療費受給者証の交付・再交付・返還 ③保険給付の支給
③システムの名称	・乳幼児医療システム/・重心医療システム/・ひとり親医療システム/・宛名管理システム/・外字管理システム/・口座システム/・宛名管理システム/・団体内統合宛名システム/・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1.乳幼児医療システムファイル 2.重心医療システムファイル 3.ひとり親医療システムファイル 4.口座システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例第3条第1項 ・瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則第3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉生活課 健康福祉部 子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	評価実施機関名	岐阜県瑞穂市長	瑞穂市長	事後	
平成31年3月13日	I 1. ③システムの名称	・乳幼児医療システム/・重心医療システム/・ひとり親医療システム/・宛名管理システム/・外字管理システム/・口座システム/・宛名管理システム/・中間サーバー	・乳幼児医療システム/・重心医療システム/・ひとり親医療システム/・宛名管理システム/・外字管理システム/・口座システム/・宛名管理システム/・団体内統合宛名システム/・中間サーバー	事後	
平成31年3月13日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき市が制定する条例	瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例	事後	
平成31年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、9号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例第3条第1項 ・瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則第3条	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	医療保険課長 広瀬 照泰	課長	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成27年1月9日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成27年1月9日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和3年3月12日	I 5. ①部署	市民部 医療保険課	健康福祉部 福祉生活課 健康福祉部 子ども支援課	事前	
令和3年3月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	瑞穂市 市民部 医療保険課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4159	瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地	事前	
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事前	